

東北地方の外来生物

●東北地方の 要注意外来生物

外来生物法に基づく規制が課されるものではありませんが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、適切な取扱いが必要とされるものです。平成22(2010)年9月現在、環境省により148種類が選定されています。代表的な4種類を紹介します。

アカミミガメ



北アメリカ～南アメリカ原産。ミドリガメとして販売され飼育されたものが捨てられて野生化しています。在来のカメ類や水生植物、魚類、両生類、甲殻類等に、捕食や競合を通じて大きな影響を及ぼしていると想定されています。

ニジマス



カムチャツカ半島から北米の太平洋岸原産。養殖や管理釣り場で利用され、釣りを目的として各地の水域に導入されています。

アメリカザリガニ



北アメリカ原産。食用のウシガエルの餌として導入されたものが野生化したといわれています。希少な水草や水生昆虫への影響が懸念されていますが、既に定着している地域が多く、また、ペットとしての飼養も多いため、対策が難しいと考えられています。

ハリエンジュ



北アメリカ原産。ニセアカシアとも呼ばれます。砂防林や薪炭材、良質の蜜源植物として導入され、広く利用されてきたものが野生化しています。各地の河川や海岸などで繁茂し、希少植物を含む在来植物と競合するおそれがあります。

●東北地方の その他外来種

ハクビシン

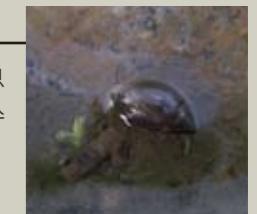
中国・東南アジア原産。戦時に毛皮用として持ち込まれたとの記録があります。また、江戸時代にも持ち込まれたとの記録があります。



特定外来生物および要注意外来生物以外の多くの外来種が東北地方に生息・生育しています。代表的な2種類を紹介します。

サカマキガイ

ヨーロッパ原産。淡水魚や水生植物とともに持ち込まれたと考えられています。



●東北地方の 国内移入種

モツゴ

関東以西原産。コイやフナ類の種苗に混入して入ってきたとされています。近縁の在来種シナイモツゴと交雑する問題が生じています。



もともと国内に生息・生育している種であっても、本来の生息地や生育地でないところに移入された種を国内移入種といいます。代表的な2種類を紹介します。

ゲンゴロウブナ

琵琶湖原産。ヘラブナとも呼ばれ、釣りを目的として各地の水域に導入されています。



●遺伝子搅乱を及ぼす 恐れのある種

メダカ

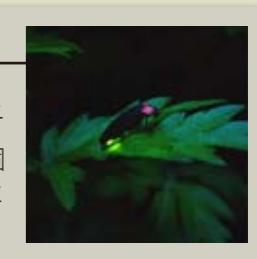
日本全国に分布し、もともと東北地方にも生息しています。地域によって、尻ビレのスジの数等が異なるといった違いが知られています。



同じ東北地方に生息・生育している種であっても、離れた地域等から遺伝的に異なる個体が導入された場合、交雑による遺伝子搅乱が生じて、もともといた種の遺伝的特徴が失われるおそれがあります。代表的な2種類を紹介します。

ゲンジボタル

本州、四国、九州に分布し、もともと東北地方にも生息しています。関東の個体と関西の個体では、発光間隔が異なるといった違いが知られています。



適切な管理による特定外来生物の利用の事例

外来生物法では、特定外来生物の飼養等をすることは原則として禁止されていますが、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で事前に申請の上、許可を受けた場合、飼養等ができます。

※主な参考文献等：「環境省外来生物法ホームページ」、「国立環境研究所侵入生物データベースホームページ」、「平成21年度外来生物問題調査検討業務報告書(環境省 2010)」、「青森県外来種対策学術調査報告書(青森県 2006)」

セイヨウオオマルハナバチはヨーロッパ原産の特定外来生物です。作物の受粉用として、決められた野外逸出防止対策をとった施設で適切な管理の下、飼養されています。現在のところ東北地方では野生化が確認されていません。

